

民事訴訟の応訴について（報告）

呉市が、過大な口径サイズに基づき、誤った水道料金を課金したことにより損害を被ったなどとして、呉市を被告として損害賠償金等の支払を求める訴訟が提起されましたので、これに応訴するものです。

1 事件番号等

平成29年（ワ）第4号損害賠償等請求事件

2 提訴年月日

平成29年1月6日（訴状受理年月日 同月30日）

3 原告

呉市安浦町三津口字高須326番地の19
株式会社ゆうとぴあセトウチ
代表取締役 伊藤 健士

4 訴額

16,493,400円

5 管轄裁判所

広島地方裁判所呉支部

6 事件の概要

原告が使用している給水管が口径サイズ70ミリメートルであるにもかかわらず、呉市が口径サイズ150ミリメートルの基本料金を前提とする過大な水道料金を課金したことにより、原告は平成17年10月1日から平成27年10月8日までの間について、多く水道料金を支払わされる損害を被ったなどとして、合計16,493,400円及び当該遅延損害金の支払を求め、提訴したものです。